

独立行政法人福祉医療機構 一般事業主行動計画

仕事と子育ての両立を図り、また、女性が活躍できる環境を整備することにより、すべての機構職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：出産や育児に関する支援制度の更なる周知を行うなど、制度を必要とする職員が利用しやすい環境づくりを促進する。

<対策>

令和8年度～ 制度改正等に応じ、現状のイントラネットに掲載されている制度案内を改訂のうえ再周知するなど、より一層の制度の普及向上に努める。

目標2：男性職員の育児休業取得率及び企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が合わせて70%以上とする。

<対策>

令和8年度～ 職員または配偶者の妊娠・出産等を申し出た者に対する両立支援制度の周知・意向確認を行い、職員が休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

目標3：フルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月30時間未満とする。

<対策>

令和8年度～ 定時退社の促進の取組や年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

目標 4：年度に付与された年次有給休暇日数のうち、60%以上を取得する。

＜対策＞

令和 8 年度～ 年次有給休暇の取得促進を図るため、キャンペーンの実施、取得状況の会議体への報告等により、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

目標 5：労働者の職業生活と家庭生活の両立や能力向上に関する管理職等への研修を実施する。

＜対策＞

令和 8 年度～ 労働者の職業生活と家庭生活の両立や能力向上に関する管理職等への研修を企画し、実施する。

目標 6：キャリア形成に関する研修を実施し、その受講割合を男女ともに対象者の 70%以上とする。

＜対策＞

令和 8 年度～ キャリア形成に関する研修を企画、実施する。

【備考】

目標 1、2、3、4、5：次世代育成支援対策推進法に基づく

目標 4、6：女性活躍推進法に基づく